

# 労働力不足の今こそ 企業の新陳代謝の促進を

改革推進プラットフォーム 産業構造改革PT(2014年度)

委員長／富山 和彦

(インタビューは5月8日に実施)

深刻な高齢化社会を迎えるわが国は、あらゆる業界で構造的かつ慢性的な労働力不足に陥っている。この解決には、企業の新陳代謝を促進し、生産性の高い企業への労働移動を促すことが鍵となり、これこそが、日本の経済成長の源泉となる。今回は、「金融・資本市場」の観点から、企業の退出を促し、再建・集約化をしやすくする仕組みについて富山和彦委員長が語った。

## 私的整理の見直しで 生産性の低い企業の早期退出を促す

なぜ企業の新陳代謝が進まないのか。ヒトは細胞の生と死を繰り返して新陳代謝を進めますが、日本は、かつての人手余りの労働市場環境を背景に、競争力を失った企業を無理に延命させる仕組みになってしまっています。それが社会全体を停滞させる要因であり、他の先進国に比べても、日本はその傾向が非常に強いと言えます。

企業の新陳代謝の促進につながる規律の強化については、製品・顧客市場の観点から『新陳代謝を促進するスマート・レギュレーションで生産性を飛躍させよ』(2014年5月)、そして労働市場の観点からは『「攻め」の労働政策へ5つの大転換を一労働政策の見直しに関する提言』(2014年11月)を発表しました。今回は金融・資本市場からの規律強化に向けた提言です。

まず、新陳代謝を促進するためには倒産手続きを利用しやすくし、生産性の低い企業の早期退出を促すことです。

日本では、会社整理の方法を、「法的

整理」と「私的整理」とに区別して考えます。裁判所が関与する「法的整理」では、多数決で再生計画が成立するのに対し、「私的整理」では、倒産のイメージは緩和されますが、債権者全員の同意がなければ成立しません。少数の反対者のために手続きが進まず、再建したくてもできない事態に陥ってしまい、早期の事業再生の機会をも逃してしまいます。

諸外国では、多数決による「私的整理」手続きが一般的です。日本も多数の賛成があれば、私的整理が成立するよう制度を変え、納得できない債権者は、裁判所に舞台を移して解決を図ればいいのです。

## 事業の集約化の機会を増やし 新陳代謝の促進を

次に、信用保証制度の見直しを挙げました。これも中小企業の新陳代謝を妨げてきた要因として象徴的な制度です。そもそも信用保証制度とは、創業や成長分野の支援を目的に作られました。例えば、新興国などで民間の資本蓄積が不足している場合、銀行から融

富山 和彦 委員長  
経営共創基盤 代表取締役CEO

1960年東京都生まれ。84年司法試験合格、85年東京大学法学部卒、スタンフォード大学経営学修士・公共経営課程修了。2003年4月に産業再生機構取締役専務兼業務執行最高責任者に就任、07年4月より現職。00年12月経済同友会入会。07~12年度幹事、13年度より副代表幹事、改革推進プラットフォーム事務局長。14年度産業構造改革PT委員長、14~15年度司法制度改革担当副代表幹事。



経営力のある企業に事業を集約化していくことができれば、日本経済の成長につながっていくでしょう。

### 厳しい規律を自己変革に利用する強さを

製品市場、労働市場、金融・資本市場の三つの観点から新陳代謝の促進について論じてきましたが、経営者自身もこの厳しい規律を受け入れることが大切です。法律や規制で設定されるのは最低限の規律であるため、それ以上に厳しい規律を自らに課すべきでしょう。それをクリアしていった経営者だけが、長い目で見ると競争に打ち勝ち健全に生き残っています。

逆に厳しい規律に対応できない場合は、速やかにM&Aや廃業による退出の覚悟が経営者には必要です。対応が遅くなればなるほど、がん細胞のように手遅れになってしまいます。私は、そういうケースをたくさん見てきました。むしろ、経営者たる者は外圧的な規律を自己変革に利用するくらいのしたたかさ、たくましさを身に付けなければなりません。

提言概要(3月26日発表)

## 金融・資本市場からの規律による 産業構造改革を目指して

### 提言Ⅰ 私的整理手続きの成立要件緩和による事業再生の円滑化

私的整理は、金融債権者の全員同意がなければ成立しないため、早期の事業再生を妨げる一因となっている。そこで、少数債権者の不合理な反対によって事業再生が妨げられない

ような新制度を導入すべきである。また、できる限り裁判所の闇と度合いを小さくすべく、特別多数の賛成があれば裁判所の関与なしに私的整理が成立するものとすべきである。

### 提言Ⅱ 信用保証制度の見直し

#### ①信用保証制度の予算縮小による デットガバナンスの強化

わが国の信用保証制度の年間の実績は10兆円を上回り、保証割合は80%と、世界的に高水準である。このため、競合する民間金融機関による信用保証付きでない融資も低金利にせざるを得ない。

このような問題点を解決するため、信用保証制度の予算を大幅に縮小すべきである。そのために、保証割合について、まずは100%保証を一切廃止する、原則として80%から50%まで引き下げるといった措置を講ずるべきである。

#### ②信用保証制度の見直しによる成長支援

設立5年以内の創業期の企業に対する融資の保証割合を例外的に80%とし、創業期を超えた場合には保証割合を50%程度に引

き下げるなど成長支援へのインセンティブを高める仕組みを設けるべきである。そして、信用保証制度の予算が大きく削減された後には、信用保証制度の対象を創業期の企業に限るといった措置を講ずるべきである。

#### ③信用保証制度に代わる廃業支援金の創設

信用保証制度は、社会福祉的な位置付けがあり、本来退出するべき企業を温存せしめる側面がある。政策金融は産業政策として位置付けられるべきである。

そこで、信用保証協会に向けられる予算を、廃業の支援を充実させる予算へと振り向けるべきである。具体的には、廃業する事業者の経営者や従業員へ一定期間廃業支援金を給付することや、事業を譲り受ける企業が引き継いだ従業員当たりで補助金を拠出することなどによって、新陳代謝を促進すべきである。

### 提言Ⅲ デットガバナンスの強化

#### ①新陳代謝を促進する

##### 金融検査マニュアルへの見直し

金融円滑化法は終了したが、同法に伴って導入された金融検査マニュアルの「金融円滑化編」は今でも存続し、新陳代謝の停滞を招いている。従って、この「金融円滑化編」を廃止し、検査・監督の方針も見直すべきである。また、新陳代謝を促進するために、金融円滑化法の下で条件変更を行った企業が策定した経営改善計画の強制力を担保する仕組みを導入すべきである。

#### ②事業性評価を加味した

##### 金融検査マニュアルへの変更

金融庁が進めている事業性評価は、貸出先の静態的な財務内容や担保に依存せずに、企業の成長可能性などを適切に評価し、さらにはその成長を支援していくことを求めるものである。これは、デットガバナンスを強化することに資するものであり、高く評価できる。

今後は、このような事業性評価などの定性的な要因を、金融検査マニュアルの自己査定の基準として盛り込むべきである。

#### ③金融機関の自主的な連携・統合の促進

産業構造と資金需要が変化する中で、貸出競争による金利の低下、メインバンクの影響力の希薄化などの事態が生じている。他方で、地方金融機関では連携・統合が進み、都道府県の枠を超えた幅広い金融サービスの提供が行われている。

今後は、銀行持株会社傘下の銀行間で余剰資金を融通しやすくする法整備など自主的な連携・統合をさらに促すための環境整備を積極的に進めるべきである。

#### ④社会保険料・税の徴収業務の厳格化

社会保険料や税を滞納している企業の中には、市場メカニズムからすれば退出すべきものもあるはずである。しかし、一定の条件の下で「納税の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」が認められている。このような制度を安易に適用した場合は、新陳代謝を阻害することもあり得ることから、猶予制度の本来の趣旨、目的を踏まえ、法令の要件に基づき厳格に適用すべきである。

※詳しくは、<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2014/150326a.html>